

## パートナーシップ宣誓継続申告書

（あて先）船橋市長

私たちは、船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、転入前の地方公共団体において証明書等類似書類を交付されたこと及び次に掲げる事項を申告します。

互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で、経済的、物理的及び精神的に互いに責任を持って協力し合うこと。

申告者			
（フリガナ）		（フリガナ）	
氏名 （自署）		氏名 （自署）	
（通称名の場合、 戸籍上の氏名※1）		（通称名の場合、 戸籍上の氏名※1）	
生年月日		年 月 日	年 月 日
連絡 先 ※ 2	住所		
	電話番号	（            ）	
	メールアドレス		
連絡 先 ※ 2	住所		
	電話番号	（            ）	
	メールアドレス		

※1 外国人等の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して申告を行った場合には、証明書の裏側に戸籍上の氏名が記載されます。

※2 必要に応じ市から連絡する場合があります。

なお、申告にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

第3条	確認事項（該当項目に✓をつける）		
第1号	2人とも、成年に達している。		<input type="checkbox"/>
第2号	2人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。		<input type="checkbox"/>
	いずれも市外在住の場合	2人の少なくともいずれか一方が、市内への転入を予定している。※3 転入予定日 年 月 日	<input type="checkbox"/>
第3号	2人とも、婚姻していない。		<input type="checkbox"/>
第4号	2人とも、共に宣誓を行おうとしている者以外とのパートナーシップを形成していない。		<input type="checkbox"/>
第5号	直系血族又は3親等内の傍系血族の関係ではない（養子と養方の傍系血族との関係を除く。）。		<input type="checkbox"/>
	直系姻族の関係ではない。		<input type="checkbox"/>
	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の関係ではない（親族関係が終了した場合を除く。）。		<input type="checkbox"/>

※3 転出証明書又は市内に転入したことがわかるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を申告日から3か月以内に提出し、又は提示してください。